

# 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の  
早期安定を図るため、生活必需物資の供給協力に関する事項について定めたものとする。

## (協力事項の発動及び要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

## (協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない可能な範囲において、物資の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

2 供給協力品目は、乙が保有する食糧品及び生活必需品等の物資、その他甲が指定する物資とする。

## (要請手続)

第4条 甲の乙に対する要請手続は、「災害緊急物資要請書」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表のとおりとする。

## (運搬)

第5条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

## (費用)

第6条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資を引取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

## (物資の引取)

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が物資の品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

受領後は、速やかに乙に書面による納入確認書を交付するものとする。

## (災害時における情報提供)

第8条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

## (生活必需物資の安定供給)

第9条 乙は災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、生活必需物資の高騰等の防止

を図り市民生活に寄与するよう、市民に対する生活必需物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

**(保有数量の報告)**

第10条 乙は、毎年4月1日現在の物資の保有数量を、甲に報告するものとする。

**(協議)**

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議するものとする。

**(期間)**

第12条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

年 月 日

甲 川 崎 市

川 崎 市 長 印

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印

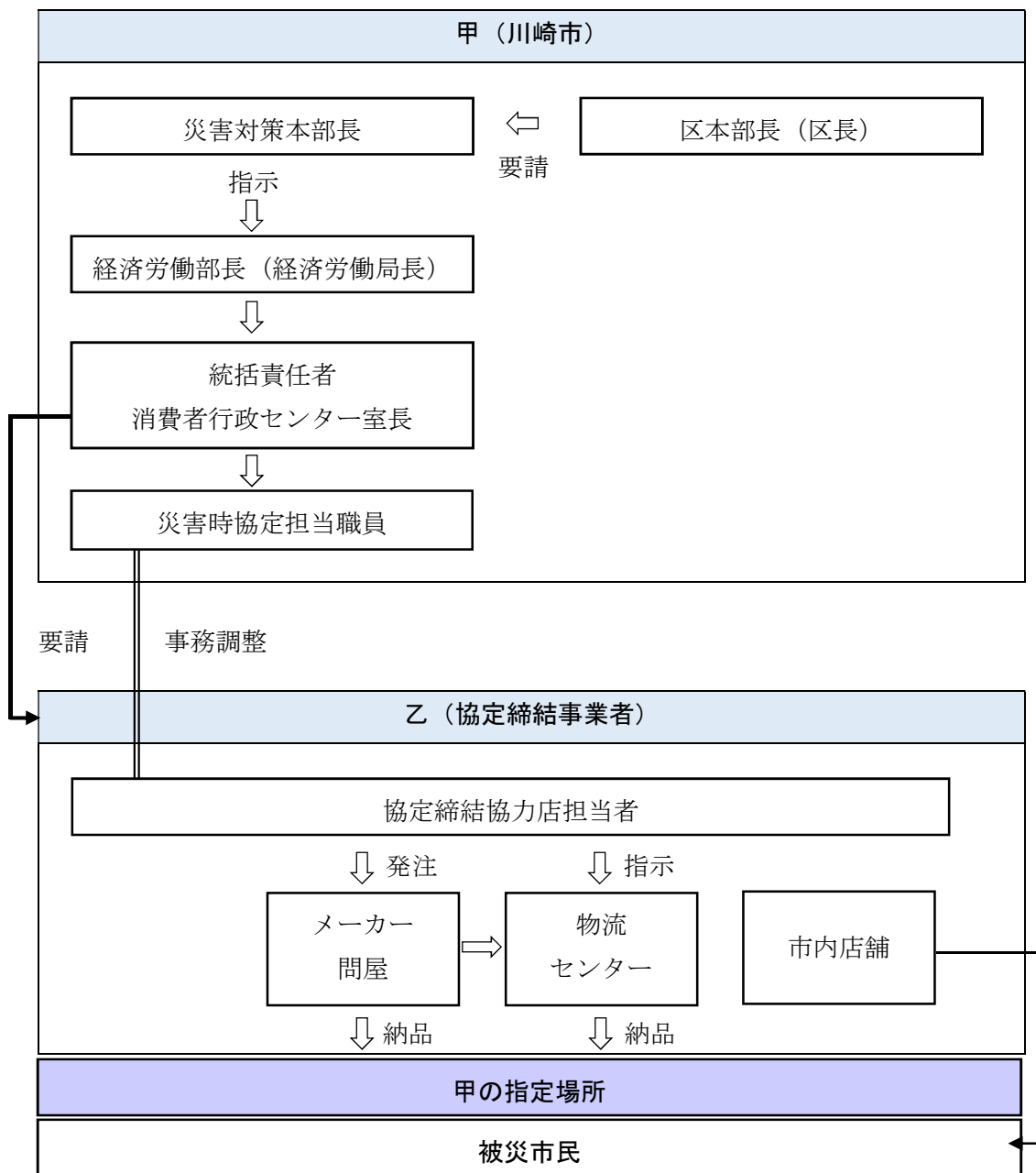
段階 品目	ライフラインストップ	ライフライン復旧 (電気・水道復旧)
食料品	水 (ミネラルウォーター) 飲料 (缶ジュース等) 菓子パン 牛乳 (LL) バナナ レトルト食品 (ごはん) 缶詰め (イージーオープン) 即席カップめん 粉ミルク	おにぎり 調理パン・弁当 食パン 切り餅 めん類 バター・ジャム レトルト食品 (おかず類) 果物 緑茶・コーヒー
衣料品・寝具	毛布	下着 (男性・女性・子供) 靴下 (男性・女性・子供) トレーナー上下 (大人・子供) 布団
日用品雑貨	乾電池 懐中電灯 バケツ ガムテープ ロープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 生理用品 ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ 軍手 蚊取り線香 (夏) 使い捨てカイロ (冬)	紙コップ・紙皿 タオル 石けん 洗濯ばさみ 歯ブラシ 歯磨き粉 シャンプー シューズ マスク

(別表1) 災害時生活必需物資 (第3条第2項関係)

品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(別表) 災害時における生活必需物資供給等の要請フロー (第4条第2項関係)

緊急要請発動





## 納入確認書

年 月 日付 川経消第 号の災害緊急物資要請書により物資を納入したことを確認します。

品 目	数 量	備 考

年 月 日

(企業)

印

(川崎市)

印